

## 令和6年度 英語版大分県観光パンフレット制作業務 募集要項

### 1. 目的

大分県のインバウンド需要は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたが、令和5年5月に感染症の分類が2類相当から5類へ変更後、外国人観光客数は増加傾向にありコロナ禍前と比較しても順調に回復している。

なかでもアメリカ市場は延べ宿泊者数で2019年と比較した場合、150%以上の成長と他市場よりも成長率が上昇している。また日本政府が2024年を日米観光交流年と定め、双方向の観光交流拡大・交流拡大を集中的かつ強力に推進していくことを表明しており今後さらなる成長が見込まれる市場である。

大分県は令和6年度のインバウンド誘客重点市場の中にアメリカを新規に追加、さらに戦略パートナーを現地に設置し今後、現地旅行博に参加するなどアメリカからの誘客活動に力を入れることとなっている。

そうした中、現在大分県への観光を促すために使用している英語版パンフレットはMAPを主体としたもののみであり、高付加価値旅行者の誘客や滞在日数の増加等、消費額の拡大にも繋げるためには、より多くの観光スポット情報や特集記事が掲載されたものが必要である。

加えて英語版パンフレットはアメリカ市場以外の欧州市場や豪州市場でもニーズがあることから、上記コンテンツの充実を行い、欧米豪に適したパンフレットを作成することを目的とする。

### 2. 契約に付する事項

(1) 委託名：令和6年度 英語版大分県観光パンフレット制作業務

(2) 履行場所：大分県大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば 21 3階

公益社団法人ツーリズムおおいた

(3) 履行期間：契約の締結日から令和6年9月30日まで

(4) 業務概要：別紙「令和6年度 英語版大分県観光パンフレット制作業務委託 仕様書」による

(5) 委託上限額：4,200,000円（消費税及び地方消費税含む）

（上記金額には、撮影に係る取材・交通費等の経費、納品に係る経費等を含む）

(6) 著作権等

成果物の著作権は、原則としてツーリズムおおいたに帰属する。ただし、ツーリズムおおいたに帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない。また、成果物及び委託契約に基づく成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

### 3. 参加資格等

(1) 参加資格

参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

① 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する者に必要な資格を有する者又は同等の資質を有する者

- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと
- ③ 本事業を受託できる財政的健全性を有していること
- ④ 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること
- ⑤ ツーリズムおおいたとの情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする）
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと
- ⑦ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと
- ⑧ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者
  - ク 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑨ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。  
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと
- ⑩ 国税及び地方税を滞納していない者であること

## （2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

## （3）企画提案競技参加申込

この企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（別紙 1）を参加申込書受付期限までに担当者宛てにメールにて提出すること（必ず受信の確認をすること）

また、次に定める資格審査書類を、企画提案書の受付期限までに持参または簡易書留郵便で提出すること。

- ① 資格審査書類（1 部提出。A 4 サイズ。長辺綴じ）

- ア 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙 2）
- イ 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）
- ウ 過去の類似業務の実績を証する書類

(4) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届 受付期限までに「辞退届」（別紙 3）を提出すること。

#### 4. 募集から審査結果通知までのスケジュール

日 程	時 間	内 容
令和 6 年 4 月 9 日（火） 予定		公募開始
令和 6 年 4 月 15 日（月）	17 時	質問受付期限
令和 6 年 4 月 22 日（月）	17 時	参加申込書 受付期限
令和 6 年 5 月 8 日（水）	17 時	企画提案書・辞退届 受付期限
令和 6 年 5 月 16 日（木）		審査会実施についての通知
令和 6 年 5 月 20 日（月）～24 日 （金）のいずれか		審査会
令和 6 年 5 月 29 日（水） 予定		結果通知

#### 5. 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙 4）にて行うものとし、質問書はメールで提出すること。  
なお、必ず電話にて着信を確認すること。

(2) 質問書の提出先及び受付期限

- ① 提出先：公益社団法人ツーリズムおおいた

観光企画部 調査企画課 情報発信担当 中川・西田 宛

E-mail [nakagawa@we-love-oita.or.jp](mailto:nakagawa@we-love-oita.or.jp) [nishida@we-love-oita.or.jp](mailto:nishida@we-love-oita.or.jp)

- ②受付期限：令和 6 年 4 月 1 5 日（月） 1 7 時

(3) 回答

質問に対する回答は、原則受付後 3 日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という）を除く）以内に、質問者宛てとツーリズムおおいたのホームページにて公表する。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

#### 6. 企画提案書の提出等

業務の目的等に留意のうえ、下記の書類を 8 部作成し、提出期限までに提出すること。サイズは A 4 サイズとし、モノクロ、カラーは問わない。ファイル等による綴込みはせず、2 穴パンチ位置を考慮

して印刷し、ダブルクリップ等でとめること。

#### (1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式自由）※企画提案の提出は1社1案とする
  - ・デザイン案：表紙／誌面イメージ（特集・エリア紹介）
  - ・市場特性の分析内容とそれにマッチした大分県のコンテンツ提案
  - ・自由提案内容
  - ・ページネーション
- ② 協力企業一覧表（様式自由：A4版）
  - ・業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。単なる作業の外注である場合は不要。
- ③ 業務実施体制表（様式自由）
  - ・組織体制、受託責任者、予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等を記載したもの。
- ④ 企業組織の概要（様式自由）
- ⑤ スケジュール概要
- ⑥ 同様の事業実施実績（様式自由）
- ⑦ 見積書（様式自由）：項目ごとに単価、金額等内訳を記載すること。

#### (2) 企画提案書の提出について

- ① 受付期限 令和6年5月8日（水）17時（郵送の場合は17時着まで）
- ② 提出先 〒870-0029 大分県大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば 21 3階  
公益社団法人ツーリズムおおいた  
観光企画部 調査企画課 情報発信担当：中川・西田
- ③ 提出方法
  - ・持参又は郵送するとともに、E-mailにてデータを提出すること。
  - ・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
  - ・持参する場合は、休日等を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

## 7. 審査について

審査は審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式で行う。審査員及び審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。なお、応募者が多数の場合は、予備審査を行う場合がある。

#### (1) 審査方法

以下①～③を、(2) 審査の基準の視点から審査する。

- ① 企画提案書
- ② プレゼンテーションの実施
  - ・日程：令和6年5月20日（月）～24日（金）のいずれか
  - ・場所：Web会議システムZoomにて

・所要時間：15分 ※詳細については、後日通知

③ 審査委員会からの質疑への回答

(2) 審査の基準

- ① 委託事業の趣旨・目的にそった提案になっているか
- ② ターゲット層を引きつけるための提案になっているか
- ③ 英語版パンフレット制作及び編集を行う上で、必要なスキルを有しているか
- ④ 大分県内の観光スポットについて豊富な知識を有しているか
- ⑤ 経費の見積もり、スタッフ、人員、会社の運営体制が充実しているか
- ⑥ 計画的なスケジュールとなっているか

(3) 審査結果通知

審査結果は、令和6年5月29日（水）頃を目途に文書により通知する

## 8. 留意事項

- (1) 委託者は、受託者に対して事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができる。
- (2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の関係条例規則等に従うこと。
- (3) 契約締結後であっても提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は業務遂行能力がないと認められる場合等は契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

## 9. その他

- ・企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とする
- ・提出された企画提案書は返却しない
- ・提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また提出期限後の差替え及び再提出も認めない
- ・採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある
- ・提案者が多数の場合、事務局により書面による予備審査を行う。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての企画提案者に E-mail にて通知する
- ・この要項に定めのない事項については別途協議のうえ決定する
- ・機密情報及び個人情報保護については別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を遵守すること。

問合せ・提出先

〒870-0029 大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば 21 3階

公益社団法人ツーリズムおおいた 観光企画部 調査企画課

情報発信担当：中川・西田

TEL：097-536-6250

E-mail：[nakagawa@we-love-oita.or.jp](mailto:nakagawa@we-love-oita.or.jp)

[nishida@we-love-oita.or.jp](mailto:nishida@we-love-oita.or.jp)